

育児・介護休業手当金の 給付上限相当額変更のお知らせ

育児休業手当金及び介護休業手当金の算定の基礎となる給付日額には、上限額が設けられており、これを給付上限相当額といいます。

この給付上限相当額が8月より次のとおり変更となりました。

給付名	給付割合	給付上限相当額
育児休業手当金	67 / 100 (休業期間が180日まで)	13,832 円 (7月までは13,713円)
	50 / 100 (休業期間が181日以降)	10,322 円 (7月までは10,234円)
介護休業手当金	67 / 100	15,230 円 (7月までは15,093円)

上記記事に関する
お問い合わせは

保健課

☎028 - 615 - 7816